

大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金交付要綱

平成30年3月13日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の人口減少を抑制し、移住・定住の促進と地域の活性化を図るため、これに寄与する者に対し、予算の範囲内において大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、大郷町補助金交付規則（平成4年大郷町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専用住宅 専ら自己の居住の用に供するための住宅をいう。
- (2) 併用住宅 自己の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅をいう。
- (3) 新築住宅 新しく建築された居住歴のない専用住宅（建売住宅を含む。）又は併用住宅で、居住の用に供する延べ床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下のものをいう。
- (4) 宅地 新築住宅の用途に供される土地をいう。
- (5) 取得 自己の居住の用に供するため、町内に住宅を新築又は新築住宅を購入し、かつ、当該住宅の所有権保存登記を行うことをいう。
- (6) 定住 本町の住民として、永住の意思をもって居住し、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、その他町長が適当であると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 町内在住者又は町外から転入した者で、町内に定住する意思を持ち、新規に新築住宅を取得し、取得した新築住宅に対し、平成30年度以降に新たに固定資産税の賦課を受ける対象となった者及び共有名義人

- (2) 取得のときに配偶者がおり、その配偶者との年齢の合計が90歳以下又は15歳未満の子を扶養しているもの（15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子を含む。）
- (3) 交付対象者及び同一世帯の全員に、町税及び税外収入金に滞納がない者
- (4) 町が布設する下水道（公共下水道地区及び農業集落排水事業地区）又は合併処理浄化槽を設置することができる者（合併処理浄化槽設置地区）
- (5) 居住地の行政区に加入し、積極的に地域コミュニティ等に参加できる者
- (6) 交付対象者又はその同居者（同居者になろうとするものも含む。）が大郷町暴力団排除条例（平成25年大郷町条例第4号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等でない者
- (7) 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けたことがない者

2 前項に規定する要件を満たし奨励金を受けていた交付対象者が死亡し、同一の世帯員のいずれかの者が当該新築住宅及び宅地の所有権を相続し、前項に規定する要件を全て満たし、引き続き定住する者は、交付対象者とする。

（対象となる新築住宅）

第4条 奨励金の対象となる新築住宅は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 平成29年1月2日から令和9年1月1日までの期間に取得した新築住宅で、平成30年度から令和9年度までの間に新たに固定資産税の賦課を受ける対象となったものであること。
- (2) 専用住宅又は併用住宅で、玄関、居室、台所、トイレ及び浴室を備えており、延べ床面積（併用住宅においては、居住の用に供する部分の延べ床面積）が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。
- (3) 共有名義の場合には、交付対象者又は交付対象者と同居する配偶者及び子の持分がある新築住宅であること。

（対象となる宅地）

第5条 奨励金の対象となる宅地は、前条に規定する対象となる新築住宅に係る宅地で次の各号に該当するものとする。

- (1) 交付対象者名義の土地であること。
- (2) 交付対象者と同居する配偶者または子の名義の土地であること。

(3) 共有名義の場合には、交付対象者又は交付対象者と同居する配偶者及び子の持分がある土地であること。

(交付額及び交付期間)

第6条 奨励金の交付額は、当該年度に対象となる新築住宅及び宅地の固定資産税額に相当する額（併用住宅を取得した場合における奨励金の交付額は、居住の用に供する部分に係る固定資産税額に相当する額）又は25万円のいずれか少ない額とする。

2 奨励金は、最初に新築住宅に係る固定資産税の賦課された年度から5年間（以下「奨励金交付期間」という。）交付できるものとする。

3 奨励金交付期間に新たに扶養する子が誕生したときは、誕生した年度の翌年度から5年間とする（以下「奨励金交付期間の延長」という。）。なお、奨励金交付期間の延長は2回を上限とする。

4 第3条第2項の規定により奨励金の交付対象となった者の奨励金交付期間は、従前の交付対象者が受けることとなっていた年度までとする。

5 奨励金の金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(併用住宅及び宅地の奨励金)

第7条 前条第1項に規定する奨励金のうち併用住宅がその対象となる場合の奨励金の交付額は、当該併用住宅の固定資産税に相当する額に、居住の用に供する部分の延べ床面積を併用住宅全体の延べ床面積で除して得た値を乗じて得た額とする。

2 宅地においては、宅地の固定資産税額に相当する額に、前項で求めた値を乗じて得た額とする。

(共有名義の奨励金)

第8条 対象となる新築住宅及び宅地が共有名義の家屋等であるときは、第6条第1項に規定する奨励金の交付額を登記事項証明書に記載された所有権の持分により按分した額とする。ただし、交付対象者と同居する配偶者及び子の持分は合算することができる。

(奨励金の交付申請)

第9条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次

に掲げる書類を毎年6月1日から翌年1月31日までの期間内に町長に提出しなければならない。

- (1) 大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金交付申請書（様式第1号）
- (2) 住民票の写し（世帯全員分で世帯主及び続柄の記載があるもの）
- (3) 対象となる新築住宅及び宅地の固定資産税を全額納付したことが分かる書類（固定資産税納税通知書、固定資産（土地・家屋）課税明細書、領収証書の写し又は納税証明書）
- (4) 土地・家屋名寄帳兼課税台帳（対象となる新築住宅及び宅地が記載されているもの）
- (5) 新築住宅の図面等（位置図、配置図、平面図等で面積が分かるもの）
- (6) 定住に係る誓約書（様式第2号）
- (7) 大郷町暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）
- (8) 町税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書（様式第4号）
- (9) 世帯員全員分の納税証明書（町税及び税外収入金に滞納がないことを証明するもの）
- (10) 新築住宅及び宅地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 共有名義の場合は、共有者の中から、代表者を選出し、申請者としなければならない。

3 翌年度以降も引き続き補助金の交付を受けようとする者は、第1項に定める第5号から第10号までの添付書類は省略できるものとする。

（奨励金の交付決定）

第10条 町長は、前条に定める申請を受理したときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、その結果を大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第11条 交付決定を受けた申請者は、速やかに大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金交付請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

る。

(奨励金の交付)

第12条 町長は、前条に定める交付請求があったときは、奨励金を申請年度の3月31日までに交付するものとする。

(資格の喪失)

第13条 交付対象者が奨励金交付期間に次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、当該事由の発生した翌年度から奨励金の交付を受ける資格を喪失する。

- (1) 大郷町の住民でなくなったとき。ただし、転勤等による一時的な転出である場合を除く。
- (2) 対象新築住宅を所有しなくなったとき。
- (3) 奨励金交付期間中に、当該世帯に町税及び税外収入金に滞納が生じたとき。ただし、相当の理由があると町長が認めた場合を除く。

(奨励金の返還)

第14条 町長は、奨励金の交付を受けた者が虚偽の申請若しくはその他不正な手段により奨励金の決定又は交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金を返還させることができる。

2 町長は、奨励金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、奨励金の返還を免除することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第98号)

この告示は、令和4年1月2日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

大郷町長 殿

大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金交付申請書

大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金の交付を受けたいので、大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

記

申請額	金	円
-----	---	---

申請者	ふりがな	
	氏名	
	住所	大郷町
	電話番号	— —
住宅に関する情報	課税初年度	年度
	種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅*1
延長要件	奨励金申請2年目以降の方のみ記載ください。	<input type="checkbox"/> 昨年度中に新たに扶養する子が誕生した。 <input type="checkbox"/> していない。

添付書類	(1) 住民票の写し（世帯全員分で世帯主及び続柄の記載があるもの。）	<input type="checkbox"/>
	(2) 対象となる新築住宅及び宅地の固定資産税を全額納付したことが分かる書類（固定資産税納税通知書、固定資産（土地・家屋）課税明細書、領収証書の写し又は納税証明書）	<input type="checkbox"/>
	(3) 土地・家屋名寄帳兼課税台帳（対象となる新築住宅及び宅地が記載されているもの。）	<input type="checkbox"/>
※奨励金申請2年目以降の方は(4)～(9)の添付書類を省略できます。	(4) 新築住宅の図面等（位置図、配置図、平面図等で面積が分かるもの。）	<input type="checkbox"/>
	(5) 定住に係る誓約書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
	(6) 大郷町暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
	(7) 町税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書（様式第4号）	<input type="checkbox"/>
	(8) 世帯員全員分の納税証明書（町税及び税外収入金に滞納がないことを証明するもの。）	<input type="checkbox"/>
	(9) 新築住宅及び宅地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）	<input type="checkbox"/>
	(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

※1（併用住宅）
自己の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅をいう。

・併用住宅の奨励金の計算方法
（併用住宅及び宅地の奨励金）
第7条 前条第1項に規定する奨励金のうち併用住宅がその対象となる場合の奨励金の交付額は、当該併用住宅において納付することとなる固定資産税に相当する額に、居住の用に供する部分の延べ床面積を併用住宅全体の延べ床面積で除して得た値を乗じて得た額とする。
2 宅地においては、宅地の固定資産税額に相当する額に、前項で求めた値を乗じて得た額とする。

様式第2号（第9条関係）

定住に係る誓約書

私は、大郷町の住民として、定住の意思をもって居住することを誓約します。

また、大郷町の住民としての自覚を持ち、地域との協調連帯に努めることを約束します。

なお、大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金交付要綱第14条に該当することとなったときは、規定に基づく返還命令に従います。

年 月 日

大郷町長 殿

住所 _____

氏名 _____ 印

様式第 3 号（第 9 条関係）

大郷町暴力団排除条例に係る誓約書

私及び私の属する世帯の世帯員は、大郷町暴力団排除条例（平成 25 年大郷町条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金事業により暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私及び私の属する世帯の世帯員が、条例第 2 条に規定する暴力団員等ではないこと。また、新たに暴力団員等にならないこと。
- 2 私及び私の属する世帯の世帯員が、条例第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。また、新たに関係を有することがないこと。

年 月 日

大郷町長 殿

住所 _____

氏名 _____ 印

様式第4号（第9条関係）

町税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書

大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金の交付に係る申請時の審査のため、私及び私の属する世帯の世帯員に係る町税及び税外収入金の納入状況を関係機関に照会及び調査することに同意します。

年 月 日

大郷町長 殿

住所 _____

氏名 _____ 印

様式第5号（第10条関係）

大郷町指令（補）第 号
年 月 日

様

大郷町長

大郷町若者・子育て世代定住促進住宅
取得支援奨励金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金について、大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金交付要綱第10条の規定により審査し、交付決定（却下）したので、同条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

（却下の理由）

<注意事項>

次の事項に該当することとなったときは、奨励金の交付決定を取り消し、当該奨励金の全額に相当する額の返還を命じることがあります。

- (1) 虚偽の申請若しくはその他不正な手段により奨励金の決定又は交付を受けたとき。

様式第6号（第11条関係）

大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金交付請求書

年 月 日

大郷町長 殿

請求者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

年 月 日付け、大郷町指令（補）第 号で交付決定のあった大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金について、大郷町若者・子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 交付請求額 金 _____ 円

2. 振込口座

金融機関名			
支店名		種別	
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

様式第 1 号 (第 9 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 10 条関係)

様式第 6 号 (第 11 条関係)